

総括

I 総括

1 沿革

- 昭和 43 年 4 月 1 日 習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。
仮事務所は習志野市市民会館に置いた。
(従前は船橋保健所の管轄区域)
- 昭和 43 年 8 月 8 日 習志野保健所の旧庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m²)
- 昭和 43 年 8 月 10 日 庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
- 平成 4 年 3 月 31 日 習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
- 平成 5 年 11 月 4 日 習志野保健所の現庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m²)
- 平成 6 年 1 月 12 日 現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
- 平成 6 年 4 月 30 日 旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
- 平成 9 年 4 月 1 日 [地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。
組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。
(総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、
検査班、食品衛生班、環境衛生班)
- 平成 12 年 4 月 1 日 業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。
(総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、
検査課、生活衛生課)
- 平成 15 年 4 月 1 日 鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
- 平成 16 年 4 月 1 日 習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、
広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
なお、支庁社会福祉課で行っていた業務の一部が移管された。
- 平成 17 年 4 月 1 日 精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品
広域監視班、監査指導課)
- 平成 20 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が
食品機動監視班へと名称が変更された。
- 平成 24 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、
6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検
査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成 25 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課
へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制と
なる。
(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、
検査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成 28 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9
課体制となる。
(総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生
課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

	氏名	就任年月日		氏名	就任年月日
初代	沖山 鏝三郎	昭和43年4月1日	14代	安藤 由記男	平成2年4月1日
2代	相沢 多満	昭和48年4月1日	15代	安井 成美	平成3年4月1日
3代	長井 和行(兼)	昭和49年4月1日	16代	内田 佐太臣	平成5年4月1日
4代	内田 早苗(兼)	昭和49年10月1日	17代	溝口 勝	平成8年4月1日
5代	楠本 浩	昭和50年6月1日	18代	大野 由記子	平成12年4月1日
6代	服部 隆男	昭和54年4月20日	19代	山崎 彰美	平成15年4月1日
7代	楠本 浩(兼)	昭和56年6月16日	20代	井上 孝夫	平成17年4月1日
8代	稲田 正實(兼)	昭和58年4月1日	21代	高地 刀志行	平成19年4月1日
9代	丸山 正雄	昭和59年4月1日	22代	藤木 哲郎	平成21年4月1日
10代	稲田 正實(兼)	昭和61年4月1日	23代	井上 孝夫	平成24年4月1日
11代	石毛 義治	昭和62年4月1日	24代	新 玲子	平成26年4月1日
12代	安藤 俊朗(兼)	昭和63年4月1日	25代	江口 弘久	平成27年4月1日
13代	實川 浩	昭和63年7月1日	26代	久保 秀一	平成29年4月1日

2 概 要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。

(健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には、上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市、及び浦安市を管轄とするものがある。)

習志野市、八千代市の面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。

鎌ヶ谷市は、面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内で、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれており、その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに対応する行政を推進するとともに、住民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3- (1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	201,642	477,226	5,107.3	93.44
習志野市	75,691	172,497	8,225.9	20.97
八千代市	80,539	195,491	3,804.1	51.39
鎌ヶ谷市	45,412	109,238	5,182.1	21.08
県 総 数	2,687,319	6,255,876	1,212.9	5,157.61

出典：(人口)平成29年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 平成29年全国都道府県市区町村別面積調

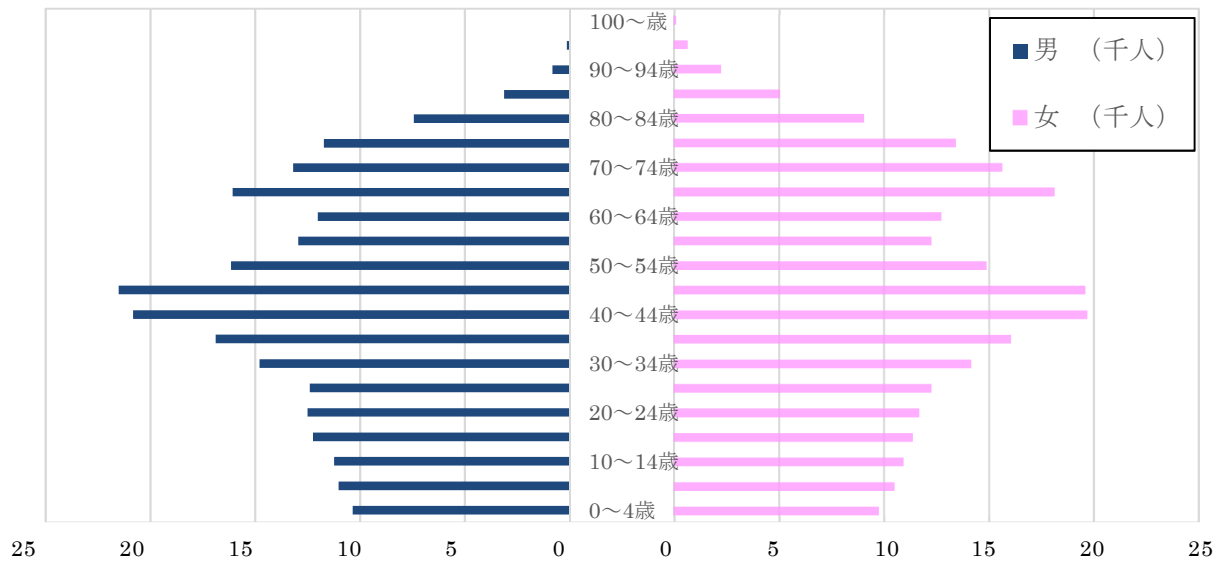
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	14	434,379	62,157	(14.3)	314,634	(72.4)	57,588	(13.3)	-	-
	19	451,031	65,293	(14.5)	307,642	(68.2)	78,906	(17.3)	-	-
	24	466,625	66,292	(14.2)	303,214	(65.0)	97,119	(20.8)	-	-
	27	470,646	64,404	(13.7)	295,198	(62.7)	111,044	(23.6)	-	-
	28	474,247	64,228	(13.5)	295,757	(62.4)	114,262	(24.1)	-	-
	29	477,789	63,841	(13.4)	297,086	(62.2)	116,862	(24.5)	-	-
習志野市	14	154,639	21,615	(14.0)	112,278	(72.6)	20,746	(13.4)	-	-
	19	159,159	22,437	(14.1)	109,587	(68.9)	27,135	(17.0)	-	-
	24	163,738	22,817	(13.9)	108,371	(66.2)	32,550	(19.9)	-	-
	27	166,607	22,505	(13.5)	107,028	(64.2)	37,074	(22.3)	-	-
	28	169,461	22,869	(13.5)	108,417	(64.0)	38,175	(22.5)	-	-
	29	171,970	23,137	(13.5)	109,754	(63.8)	39,079	(22.7)	-	-
八千代市	14	176,143	26,164	(14.9)	126,679	(71.9)	23,300	(13.2)	-	-
	19	186,650	28,701	(15.4)	125,958	(67.5)	31,991	(17.1)	-	-
	24	192,884	28,858	(15.0)	123,890	(64.2)	40,136	(20.8)	-	-
	27	194,438	27,743	(14.3)	120,882	(62.2)	45,813	(23.6)	-	-
	28	195,371	27,455	(14.1)	120,839	(61.9)	47,077	(24.1)	-	-
	29	196,144	27,031	(13.8)	121,143	(61.8)	47,970	(24.5)	-	-
鎌ヶ谷市	14	103,597	14,378	(13.9)	75,677	(73.0)	13,542	(13.1)	-	-
	19	105,222	14,155	(13.5)	72,097	(68.5)	18,970	(18.0)	-	-
	24	110,003	14,617	(13.3)	70,953	(64.5)	24,433	(22.2)	-	-
	27	109,601	14,156	(12.9)	67,288	(61.4)	28,157	(25.7)	-	-
	28	109,415	13,904	(12.7)	66,501	(60.8)	29,010	(26.5)	-	-
	29	109,675	13,673	(12.5)	66,189	(60.4)	29,813	(27.2)	-	-
県 総 数	14	6,036,039	842,726	(14.0)	4,295,552	(71.2)	897,761	(14.9)	-	-
	19	6,160,519	830,939	(13.5)	4,201,114	(68.2)	1,128,466	(18.3)	-	-
	24	6,258,078	821,274	(13.1)	4,081,296	(65.2)	1,355,508	(21.7)	-	-
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	-	-
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	-	-
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	-	-

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3-(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（平成29年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成29年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口（単位：人）

年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	477,789	20,119	21,535	22,187	23,633	24,213	24,682	28,953	32,936	40,513	41,113	31,059	25,228	24,756	34,200	28,829	25,145	16,489	8,183	3,073	805	138
男	237,406	10,354	11,018	11,243	12,245	12,513	12,404	14,785	16,880	20,823	21,510	16,158	12,951	12,017	16,072	13,192	11,715	7,433	3,116	824	138	15
女	240,383	9,765	10,517	10,944	11,388	11,700	12,278	14,168	16,056	19,690	19,603	14,901	12,277	12,739	18,128	15,637	13,430	9,056	5,067	2,249	667	123
習志野市 総数	171,970	7,780	7,724	7,633	8,566	9,284	9,765	11,498	12,478	14,501	14,517	11,442	9,227	8,476	11,470	9,176	8,204	5,744	2,941	1,165	314	65
男	85,878	3,991	3,936	3,874	4,583	5,026	5,037	5,946	6,439	7,461	7,512	5,946	4,723	4,133	5,436	4,156	3,718	2,503	1,102	297	52	7
女	86,092	3,789	3,788	3,759	3,983	4,258	4,728	5,552	6,039	7,040	7,005	5,496	4,504	4,343	6,034	5,020	4,486	3,241	1,839	868	262	58
八千代市 総数	196,144	8,185	9,067	9,779	9,979	9,683	9,575	11,267	13,162	16,905	17,423	12,923	10,234	9,992	13,723	11,957	10,447	6,844	3,431	1,209	308	51
男	97,194	4,211	4,705	4,929	5,133	4,893	4,747	5,688	6,703	8,559	9,105	6,701	5,311	4,851	6,418	5,502	4,846	3,166	1,346	317	58	5
女	98,950	3,974	4,362	4,850	4,846	4,790	4,828	5,579	6,459	8,346	8,318	6,222	4,923	5,141	7,305	6,455	5,601	3,678	2,085	892	250	46
鎌ヶ谷市 総数	109,675	4,154	4,744	4,775	5,088	5,246	5,342	6,188	7,296	9,107	9,173	6,694	5,767	6,288	9,007	7,696	6,494	3,901	1,811	699	183	22
男	54,334	2,152	2,377	2,440	2,529	2,594	2,620	3,151	3,738	4,803	4,893	3,511	2,917	3,033	4,218	3,534	3,151	1,764	668	210	28	3
女	55,341	2,002	2,367	2,335	2,559	2,652	2,722	3,037	3,558	4,304	4,280	3,183	2,850	3,255	4,789	4,162	3,343	2,137	1,143	489	155	19
千葉県 総数	6,285,160	244,025	264,157	273,857	291,317	321,883	333,273	372,241	414,326	502,237	501,838	401,613	355,504	377,472	494,182	387,013	324,702	226,646	126,753	55,012	14,689	2,420
男	3,137,911	125,373	135,754	140,245	149,777	167,125	174,134	193,233	215,059	260,811	261,206	208,040	181,563	187,965	240,317	183,691	152,181	98,306	45,599	14,611	2,586	335
女	3,147,249	118,652	128,403	133,612	141,540	154,758	159,139	179,008	199,267	241,426	240,632	193,573	173,941	189,507	253,865	203,322	172,521	128,340	81,154	40,401	12,103	2,085

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成29年4月1日現在）

4 習志野健康福祉センター(習志野保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日 (平成29年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
子育て相談	原則第2金曜日	9:30～11:30	予約制
DV相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966 来所相談予約制
	【来所相談】 毎週月曜日	9:00～17:00 ※詳細は電話にて	
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
精神保健福祉相談	第1火曜日	14:00～16:00	予約制
	第2火曜日	14:00～16:00	
	第2木曜日	9:30～12:00	
うつ病当事者 ミーティング	年 5 回	14:00～15:30	予約不要
ピアサポート相談	第3火曜日	9:15～12:00	予約制
ピアグループ	第2火曜日	10:00～12:00	予約不要
	最終週水曜日	13:00～15:00	
H I V抗体検査 肝炎ウイルス検査 (B型・C型) 梅毒・クラミジア検査	第1木曜日	13:00～14:00	予約制
	第3木曜日	13:00～14:00	
	第1木曜日(夜間)	17:15～18:15	
腸内細菌検査	原則第1、第3火曜日 ※5～10月までは原則 第1、第2、第3火曜日	9:00～10:30	
結核管理接触者健診	第1水曜日 第3水曜日	13:15～14:15	個人通知
被爆者健診	年2回	個人通知	

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項により、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5- (1) 運営協議会委員名簿 (平成29年11月1日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ヶ 谷 市 長	清 水 聖 士
千 葉 県 議 会 議 員	佐 藤 正 己
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 均
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 敏 雄
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	藤 代 政 夫
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 一 美
習 志 野 市 医 師 会 長	豊 崎 哲 也
八 千 代 市 医 師 会 長	椎 原 秀 茂
鎌 ヶ 谷 市 医 師 会 長	石 川 宏 貴
船 橋 歯 科 医 師 会 副 会 長	尾 崎 隆
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	栗 原 弘 章
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	大 木 志 朗

習志野市薬剤師会長	櫛方 絢子
八千代市薬剤師会長	秋吉 恵蔵
船橋薬剤師会副会長	岡村 慶一
京葉獣医師会長	解良 聡
千葉県看護協会船橋地区部会長	佐々木 悦子
習志野市社会福祉協議会長	海寶 嘉胤
八千代市社会福祉協議会長	櫻井 豊
習志野市母子保健推進員の会会長	遠藤 弘子
習志野保健所管内食品衛生協会長	藤田 修一郎
鎌ヶ谷市食生活改善協議会長	藤浪 民子
千葉県美容業生活衛生同業組合習志野支部長	島田 謙一
こころのボランティア・八千代「虹」代表	鶴岡 幸子

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

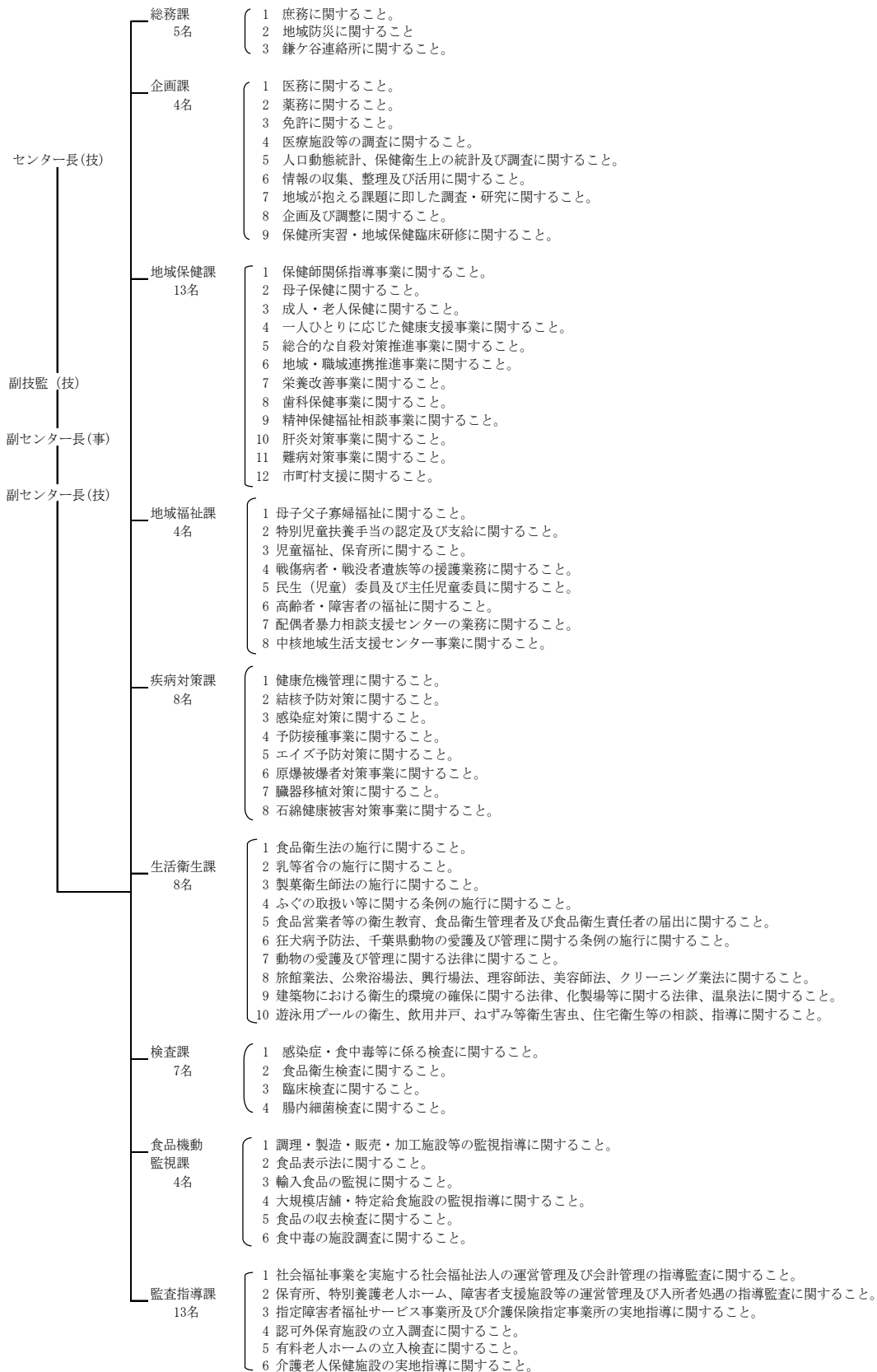
(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する。

表5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成30年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民保健予防財団副理事長 総合健診センター長	鈴木 公典
千葉県済生会習志野病院 呼吸器内科部長	黒田 文伸
嶋瀬内科クリニック院長	嶋瀬 順二
日名子規子司法書士事務所	日名子 規子
千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会	浅田 和子

6 機構及び事務内容



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置 (平成29年10月1日現在)

	センター 長 (所長)	副 センター 長 (次長)	総 務 課	企 画 課 (課長)	地 域 保 健 課 (課長)	地 域 福 祉 課 (課長)	疾 病 対 策 課 (課長)	生 活 衛 生 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	計
合計	1	3	5	4	13	4	8	8	7	4	13	70
医師	1											1
事務		1	5		1	【1】4					【1】13	24
薬剤師				【1】3				【1】5		1		9
獣医師		1						2		1		4
保健師		1			【1】5		【1】7					13
診療放射線技師							1					1
臨床検査技師				1				1	【1】7	【1】1		10
管理栄養士					2					1		3
精神保健福祉士					4							4
その他の技術職員					1							1
食品衛生監視員 (再掲)	1	1						7		4		13
環境衛生監視員 (再掲)	1	1						8				10

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再計とした。なお、その他の技術職員には看護師1名(地域保健課1)を含む。